

令和8(2026)年度 水道土木奨学生募集要項



未来の流れを支える力、あなたへの奨学支援
水道土木のプロフェッショナルを目指すあなたを応援します。



公益財団法人
水道土木振興財団

-INDEX-

1.理事長挨拶

2.財団概要

3.水道土木奨学生募集要項

4.お問合せ



1.理事長挨拶

若い才能を育て、 持続可能な水道土木に貢献する未来のリーダーを輩出する

水道土木は、私たちの日常生活において欠かすことのできない重要な役割を果たしています。清潔な飲料水供給、排水処理、洪水管理など、水道土木技術は私たちの健康、環境、経済に深い影響を及ぼしています。そのため、水道土木分野の専門家は、現代社会において不可欠な存在となっています。

当財団は、この重要な分野における優秀な学生を支援し、彼らの学業とキャリアの発展を促進する使命を担っています。私たちの奨学金プログラムは、若い才能を育て、持続可能な水道土木に貢献する未来のリーダーを輩出することを目標としております。

ただ、水道土木関連学科は高度な技術や実務的なスキルを必要とするため、学生は学費や教材費、生活費などの経済的負担に直面することがあります。当財団は、経済的に困難な状況にある学生に対して奨学金を提供することで、学費や関連費用の負担を軽減し、学生が学業に専念できる環境を整えることを目的として設立し、令和6年8月に内閣総理大臣より公益法人として認定をいただきました。

今後、優秀な水道土木関連を就学した学生たちを支援することで、日本の水道土木工学の発展に貢献していく活動を行って参ります。

公益財団法人水道土木振興財団

理事長(代表理事) **松原 明男**

2. 水道土木奨学生募集要項

1. 応募資格

本財団の奨学生となる者は以下に記す水道土木関連学科に在籍する学生(短期大学、四年制大学、大学院)であり、次のいずれにも該当しなければならない。

(1)日本国籍を有し学資の援助をすることが必要であると認められる者

(2)将来社会的に有益な活動を目指す者

(3)学業成績が優秀であること(下記にいずれかに該当すること)

- ・入学時から直近までの学業成績において、GPA(平均成績)が2.4以上であること
- ・新入生の場合、高等学校等における評定平均が3.5以上であること
- ・高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

(4)以下のいずれかを就学できる学部・学科に在籍すること

水道や下水道などの上下水道システム、河川やダム、浄水施設の整備、社会基盤施設(社会インフラ)を計画、設計、建設、維持管理するための技術や知識を習得する科目

2. 奨学金

給与額 : 年額 36 万円(返還義務はありません)

給与期間: 令和8(2026)年 4 月～令和9(2027)年 3 月

給与方法: 月額 3 万円の 6 ヶ月分(18 万円)を年 2 回、本人銀行口座に振り込みます。

3. 応募期間

出願受付: 令和8(2026)年 4月 1日(水)～ 5月 31日(日)まで

一次選考: 書類審査(令和8(2026)年 6月上旬)

二次選考: 論文審査(令和8(2026)年 6月下旬)

<論文テーマ>『水道土木工学の役割と未来について』

(論文には、①なぜ水道土木学科へ進学したのか、②将来の夢及び目指す職業について、具体的に記載するようになしてください。論文は400字詰め原稿用紙2枚程度でパソコン/自署、いずれも可。)

※二次選考は一次選考通過者のみにご案内いたします。

4. 採用者数

採用予定人数は 13 名程度。

採用の結果は、志願者へお知らせ致します。

但し、短期大学、四年制大学、大学院(以下、学校という。)を経由して応募があった場合に限り、選考結果は学校に通知致します。

5.応募方法



HPからの応募方法

STEP1

・当財団HPの募集要項へアクセス
<https://watercef.org/requirements/>

STEP2

・Googleフォームより出願事項の入力
・「6.応募書類」をアップロード

STEP3

・出願完了メールを受信したら奨学金出願の受付は完了になります。



願書の提出による応募方法

STEP1

・当財団HPの募集要項へアクセスし願書をダウンロード
<https://watercef.org/requirements/>

STEP2

・願書(Excel)に志願者情報及び書類審査事項を入力

STEP3

応募書類一式を下記の住所宛に書類を送付ください。
〒124-0002
東京都葛飾区西亀有1丁目26-17
松原ビル3F
公益財団法人水道土木振興財団 事務局宛

6.応募書類

1. 願書(顔写真貼付)もしくは家族状況届※様式は当財団HPよりダウンロードができます。
 2. 学生証のコピー
 3. 収入を証明できる書類(家計支持者の前年度分の源泉徴収票など)
 4. 成績証明書(出願受付期間内に発行されたもの)
 5. 下記の書類のうち該当するもの
 - ・標準化GPA計算書(在校生/直近の学歴が大学等の新入生)
 - ・学習成績の状況計算書(高校卒業後の新入生)
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格証明書(新入生で該当する場合)
- ※一次選考通過者のみ論文を提出いただきます。

出願受付: 令和8(2026)年4月1日(水)～5月31日(日)当日必着

7.一次選考基準

一次選考の選考基準は下記になります。

- ・学業成績にて優秀な成績を収めているか
- ・願書に基づき当財団の奨学金制度に志願した理由並びに品行等
- ・家計及び世帯状況

※選考内容の詳細はお答えできかねますのでご了承ください。

8.結果通知

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

(合格後提出書類)

合格となった場合、奨学金受領指定書及び預金通帳等振込先が確認できるもののコピーを提出いただきます。

- ・奨学金受領指定書
- ・預金通帳の店番号、口座番号掲載部分のコピー

9.奨学生の義務

(中間報告書及び終了報告書)

奨学金受給中に1回、生活状況(中間)報告書(指定書式)により学生生活等の経過報告を行ってください。受給期間が終了したときは、終了後1か月以内に、終了報告書(指定書式)を提出して下さい。中間報告書又は終了報告書の提出がない場合は、給付済み奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。

また、提出いただいた内容の一部を個人情報特定されない形にて当財団の活動報告としてHPに掲載させていただきます。

10.奨学金の停止又は打ち切り

奨学生が次のいずれかに該当した場合は、奨学金を停止又は打ち切ることがあります。

- (1)傷病のため成業の見込みがないとき。
- (2)素行が不良となったとき。
- (3)奨学金を必要としなくなったとき。
- (4)奨学金の使途が適当でないとき。
- (5)休学が適当でないとき。
- (6)退学したとき。
- (7)在学学校で処分を受けたとき。
- (8)願書ならびに届出の内容に虚偽があったとき。
- (9)その他応募資格に定める奨学生としての資格を失ったとき。

11.奨学生の進路

当財団の奨学金給付事業に係る奨学生の募集、応募及び奨学金の給付は、奨学生の卒業後の進路等について一切の制約を課すものではありません。

12.その他注意点

(他奨学金との併願について)

併願・併給は可。

※併願・併給がある場合は、奨学生願書に記載してください。

(届出の義務)

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には当財団に直ちに届出行っていただきます。

(1)傷病その他の事故により1カ月以上欠席したとき。

(2)休学、復学、退学したとき。

(3)本人の住所、その他重要な事項に変更のあったとき。

3.財団概要

(1)法人概要

法人名	公益財団法人水道土木振興財団
理事長	松原 明男
設立年月日	令和6(2024)年1月4日 (令和6(2024)年8月5日 内閣総理大臣より公益法人に認定)
住所	東京都葛飾区西亀有1丁目26-17 松原ビル3F
URL	https://watercef.org

(2)事業目的

この財団は、水道土木関連学科に就学する学生(短期大学、四年制大学、大学院)で、学業及び人物が優れているにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な者に対し奨学援助を行い、社会に有用な人材育成と学術振興に寄与することを目的とする。

- 水道土木関連学科に就学する学生(短期大学、四年制大学、大学院)への奨学金事業
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業



公益財団法人
水道土木振興財団

4.お問合せ

公益財団法人水道土木振興財団 事務局
〒124-0002 東京都葛飾区西亀有1丁目26-17 松原ビル3F
MAIL: info@watercef.org
URL: <https://watercef.org>
(お問い合わせは上記メールにてお願い致します)

